

基本方針策定に向けた主要論点（案）

5月22日
休眠預金等活用審議会委員
小宮山 宏

1. 法の基本理念の具体化

(例) 自立した担い手の育成、補完的な資金供給により民間公益活動に係る資金を調達できる環境整備の促進、大都市その他特定の地域に集中しないよう配慮等、法第16条の基本理念を具体化するためにどのような仕組みが求められるか。

特に、休眠預金等に係る資金の活用が社会に対し目に見える成果を生むためには、例えば、ビジネスとしての成立可能性やイノベーションを伴う持続的発展性など、どのような要素を備える必要があるか。

2. 休眠預金活用により優先的に解決すべき社会課題

(例) 活用の対象3分野（子ども・若者の支援、日常生活等を営む上の困難を有する者の支援、地域の活性化等への支援）は、法案の議論の過程において、我が国が抱える近年の社会的課題であって、かつ社会全体への波及効果が大きく、国民一般の利益の増進に資すると判断されたものである。

当該分野において、法の基本理念を十分踏まえたものであって、「国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題」として、向こう5年間優先的に取り組むべき課題及び解決に向けた手法としては、具体的にどのようなものが想定されるか。

3. 指定活用団体に求められる機能、ガバナンス/コンプライアンス体制

(例) 我が国の社会的投資市場の育成のため、指定活用団体にはどういった活動や機能が期待されるか。

求められる調査研究活動や啓発広報活動はどのようなものか。

(例) 業務の公正性・透明性を確保するために、具体的にどのような機構や体制、組織運営の方針等が必要か。

4. 指定活用団体の指定基準・手続

(例) 計画の適正性、経理的及び技術的基礎、役員又は職員の構成等法定事項を具体化するため、指定基準としてどういった事項を設定することが適切か。また、民間のアイデアを十分取り込んだ上で、指定基準を策定する必要があるのではないか。

5. 資金分配団体に求められる機能、ガバナンス/コンプライアンス体制

(例) 地域等における民間公益活動を牽引する存在として、休眠預金等交付金に係る資金を効果的かつ適正に活用するためには、資金分配団体にはどういった活動や機能が期待されるか。

地域別、分野別など、どのような形での資金分配団体の選定が有効か。

(例) 業務の公正性・透明性を確保するために、具体的にどのような機構や体制、組織運営の方針等が必要か。

6. 資金の活用の成果に係る評価の在り方と成果に係る目標に着目した助成・貸付・出資など、革新的な手法の開発の促進

(例) 休眠預金等を「呼び水」として民間資金を社会課題解決の取組に呼び込むためにはどういった手法で助成、貸付、出資を行うことが効果的か。また、その際、社会的インパクト評価をどのように休眠預金等の活用サイクルに組み込むことが適切か。

※ 基本方針の策定に向けて、上記の論点等を検討するに際し、どのような有識者、関係団体等から意見聴取を行うことが有益か。

【参考】民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）抄

（休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念）

第16条 休眠預金等交付金に係る資金は、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの（以下「民間公益活動」という。）に活用されるものとする。

- 2 休眠預金等交付金に係る資金は、民間公益活動の自立した担い手の育成に資するとともに、金融機関、政府関係金融機関等が行う金融、民間の団体による助成、貸付け又は出資（以下「助成等」という。）等を補完するための資金の供給を行うことにより、民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進に資するよう活用されるものとする。
- 3 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、これが預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮されるとともに、その活用の透明性の確保が図られなければならない。
- 4 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、これが大都市その他特定の地域に集中することのないように配慮されなければならない。
- 5 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たっては、複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に發揮されるように配慮されるものとする。

（公益に資する活動の定義等）

第17条 前条第一項の「公益に資する活動」とは、次に掲げる活動をいう。

- 一 子ども及び若者の支援に係る活動
- 二 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
- 三 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
- 四 前三号に準ずるものとして内閣府令で定める活動

民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要

1 法律の背景

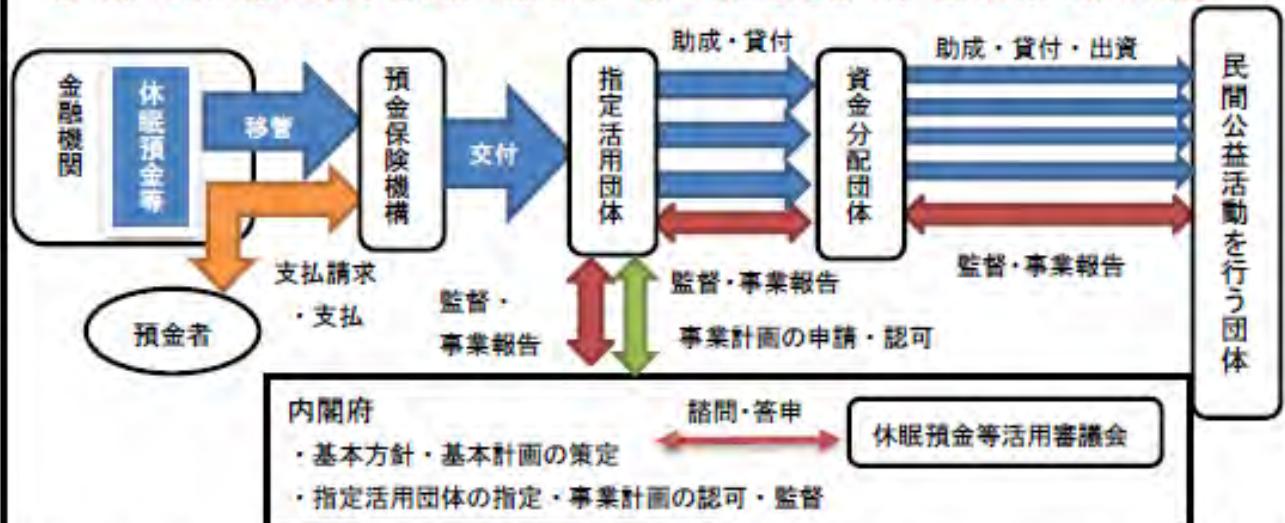
- 休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等
⇒毎年1,200億円程度発生（その後500億円程度が戻し）（平成25～27年度）
- 預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

2 法律の概要

①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】

- 休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用
- 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
- 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
- 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
- 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に發揮されるように配慮する。
- 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節（第3条～第8条）並びに第3章第2節（第18条・第19条）、第3節（第20条～第34条）及び第4節（第35条～第41条）】



- 預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本+利子相当額）の支払を請求することができる。【第7条第2項】